

中华人民共和国主席令
第八十五号

《中华人民共和国海南自由贸易港法》已由中华人民共和国第十三届全国人民代表大会常务委员会第二十九次会议于2021年6月10日通过，现予公布，自公布之日起施行。

中华人民共和国主席 习近平
2021年6月10日

中华人民共和国海南自由贸易港法
(2021年6月10日第十三届全国人民代表大会常务
委员会第二十九次会议通过)

目 录

- 第一章 总 则
- 第二章 贸易自由便利
- 第三章 投资自由便利
- 第四章 财政税收制度
- 第五章 生态环境保护
- 第六章 产业发展与人才支撑
- 第七章 综合措施
- 第八章 附 则

第一章 总 则

第一条 为了建设高水平的中国特色海南自由贸易港，推动形成更高层次改革开放新格局，建立开放型经济新体制，促进社会主义市场经济平稳健康可持续发展，制定本法。

第二条 国家在海南岛全岛设立海南自由贸易港，分步骤、分阶段建立自由贸易港政策和制度体系，实现贸易、投资、跨境资金流动、人员进出、运输来往自由便利和数据安全有序流动。

海南自由贸易港建设和管理活动适用本法。本法没有规定的，适用其他有关法律法规的规定。

中華人民共和国主席令
第八十五号

《中華人民共和国海南自由貿易港法》は、中華人民共和国第13回全国人民代表大会常務委員会第29回会議において2021年6月10日に可決されたため、ここに公布し、公布日より施行する。

中華人民共和国主席 習近平
2021年6月10日

中華人民共和国海南自由貿易港法
(2021年6月10日の第13回全国人民代表大会
常務委員会第29回会議にて可決)

目 次

- 第一章 総 則
- 第二章 貿易の自由・利便性
- 第三章 投資の自由・利便性
- 第四章 財政税收制度
- 第五章 生態環境の保護
- 第六章 産業発展および人材支援
- 第七章 総合措置
- 第八章 附 則

第一章 総 則

第一条 ハイレベルな中国の特色ある海南自由貿易港を建設し、さらに高次元な改革開放の新たな枠組みの構築を推進し、開放型経済新体制を構築し、社会主義市場経済の安定・健全・持続可能な発展を促進するため、本法を制定する。

第二条 国家は、海南島全島において海南自由貿易港を設立し、順序・段階を分けて自由貿易港の政策および制度・体系を構築し、貿易・投資・クロスボーダー資金流動・人員往来・運輸往来の自由・利便性およびデータの安全かつ秩序立った流動を実現する。

海南自由貿易港建設および管理活動は、本法を適用する。本法に規定がない場合、その他の関連

<p>第三条 海南自由贸易港建设,应当体现中国特色,借鉴国际经验,围绕海南战略定位,发挥海南优势,推进改革创新,加强风险防范,贯彻创新、协调、绿色、开放、共享的新发展理念,坚持高质量发展,坚持总体国家安全观,坚持以人民为中心,实现经济繁荣、社会文明、生态宜居、人民幸福。</p> <p>第四条 海南自由贸易港建设,以贸易投资自由化便利化为重点,以各类生产要素跨境自由有序安全便捷流动和现代产业体系为支撑,以特殊的税收制度安排、高效的社会治理体系和完备的法治体系为保障,持续优化法治化、国际化、便利化的营商环境和公平统一高效的市场环境。</p> <p>第五条 海南自由贸易港实行最严格的生态环境保护制度,坚持生态优先、绿色发展,创新生态文明体制机制,建设国家生态文明试验区。</p> <p>第六条 国家建立海南自由贸易港建设领导机制,统筹协调海南自由贸易港建设重大政策和重大事项。国务院发展改革、财政、商务、金融管理、海关、税务等部门按照职责分工,指导推动海南自由贸易港建设相关工作。</p> <p>国家建立与海南自由贸易港建设相适应的行政管理体制,创新监管模式。</p> <p>海南省应当切实履行责任,加强组织领导,全力推进海南自由贸易港建设各项工作。</p> <p>第七条 国家支持海南自由贸易港建设发展,支持海南省依照中央要求和法律规定行使改革自主权。国务院及其有关部门根据海南自由贸易港建设的实际需要,及时依法授权或者委托海南省人民政府及其有关部门行使相关管理职权。</p> <p>第八条 海南自由贸易港构建系统完备、科学规范、运行有效的海南自由贸易港治理体系,推动政府机构改革和职能转变,规范政府服务标准,加强预防和化解社会矛盾机制建设,提高社会治理智能化水平,完善共建共治共享的社会治理制度。</p>	<p>法律・法規の規定を適用する。</p> <p>第三条 海南自由貿易港建設は、中国特色を体现し、国際経験を参考とし、海南の戦略的位置付けを軸として、海南の優位性を發揮し、改革・イノベーションを推進し、リスク防止を強化し、イノベーション・協調・グリーン・開放・共有の新发展理念を徹底し、ハイクオリティな発展を堅持し、「総体国家安全観」を堅持し、人民中心を堅持し、經濟繁榮・社会文明・生態宜居（エコロジカル・居住に適していること）・人民の幸福を実現しなければならない。</p> <p>第四条 海南自由貿易港建設は、貿易・投資の自由化・利便化を重点として、各種生産要素のクロスボーダー・自由・秩序的・安全・利便的な流動および現代産業体系を支柱として、特殊な税収制度/計画・高効率な社会統治体系および完備された法治体系を保障として、最適化かつ法治化・国際化・利便化されたビジネス環境および公平・統一・高効率な市場環境を持続する。</p> <p>第五条 海南自由貿易港は、最も厳格な生態環境保護制度を実行し、生態優先・グリーン発展を堅持し、生态文明体制・メカニズムを刷新し、国家生态文明試験区を建設する。</p> <p>第六条 国家は、海南自由貿易港建設指導メカニズムを構築し、海南自由貿易港建設の重大政策および重大事項を統一計画・調整する。国务院の發展改革・財政・商務・金融管理・税関・税務などの部門は、職責に基づき分業し、海南自由貿易港建設関連業務の推進を指導する。</p> <p>国家は、海南自由貿易港建設に相応しい行政管理体制を構築し、監督管理モデルを刷新する。</p> <p>海南省は、適切に責任を履行し、組織的指導を強化し、海南自由貿易港建設の各業務を全力で推進しなければならない。</p> <p>第七条 国家は、海南自由貿易港建設・發展を支持し、海南省が中央の要求および法律の規定に基づき改革自主権を行使することを支持する。国务院およびその関連部門は、海南自由貿易港建設の實際のニーズに応じて、速やかに法に基づき海南省人民政府およびその関連部門に関連管理の職権行使を授權あるいは委託する。</p> <p>第八条 海南自由貿易港は、システムが完備され、科学的かつ規範的であり、運用が有効な海南自由貿易港統治体系を構築し、政府機関の改革および職能転換を推進し、政府サービス基準を規範化し、社会の矛盾を予防および解消するメカニズ</p>
---	--

国家推进海南自由贸易港行政区划改革创新，优化行政区划设置和行政区划结构体系。

第九条 国家支持海南自由贸易港主动适应国际经济贸易规则发展和全球经济治理体系改革新趋势，积极开展国际交流合作。

第十条 海南省人民代表大会及其常务委员会可以根据本法，结合海南自由贸易港建设的具体情况和实际需要，遵循宪法规定和法律、行政法规的基本原则，就贸易、投资及相关管理活动制定法规（以下称海南自由贸易港法规），在海南自由贸易港范围内实施。

海南自由贸易港法规应当报送全国人民代表大会常务委员会和国务院备案；对法律或者行政法规的规定作变通规定的，应当说明变通的情况和理由。

海南自由贸易港法规涉及依法应当由全国人民代表大会及其常务委员会制定法律或者由国务院制定行政法规事项的，应当分别报全国人民代表大会常务委员会或者国务院批准后生效。

第二章 贸易自由便利

第十一条 国家建立健全全岛封关运作的海南自由贸易港海关监管特殊区域制度。在依法有效监管基础上，建立自由进出、安全便利的货物贸易管理制度，优化服务贸易管理措施，实现贸易自由化便利化。

第十二条 海南自由贸易港应当高标准建设口岸基础设施，加强口岸公共卫生安全、国门生物安全、食品安全、商品质量安全管控。

第十三条 在境外与海南自由贸易港之间，货物、物品可以自由进出，海关依法进行监管，列入海南自由贸易港禁止、限制进出口货物、物品清单

の構築を強化し、社会統治スマート化レベルを向上させ、「共建・共治・共享（社会構築への共同参加・社会統治への共同参加・統治の成果の共有）」の社会統治制度を完備する。

国家は、海南自由貿易港行政区画の改革・刷新を推進し、行政区画の設置および行政区画の構造体系を最適化する。

第九条 国家は、海南自由貿易港が国際經濟貿易ルール・發展およびグローバル經濟管理体系改革の新たな動向に自発的に適応し、積極的に国際交流・協力を行うことを支持する。

第十条 海南省人民代表大会およびその常務委員会は、本法に基づき、海南自由貿易港建設の具体的な状況および実際のニーズに応じて、憲法の規定および法律・行政法規の基本原则を遵守して、貿易・投資および関連管理活動について法規を制定し（以下、海南自由貿易港法規）、海南自由貿易港の範囲内で実施することができる。

海南自由貿易港法規は、全国人民代表大会常務委員会および国务院に送信・報告して備案しなければならない；法律あるいは行政法規の規定に対して融通を利かせて規定している場合、融通を利かせる状況および理由を説明しなければならない。

海南自由貿易港法規は、法に基づき全国人民代表大会およびその常務委員会が法律を制定あるいは国务院が行政法規を制定すべき事項に及ぶ場合、それぞれ全国人民代表大会常務委員会あるいは国务院にそれぞれ報告しなければならない、批准後に発効するものとする。

第二章 貿易の自由・利便性

第十一条 国家は、全島封鎖式運営の海南自由貿易港税関監督管理特殊区域制度を構築・整備する。法に基づく有効な監督管理を基礎として、自由往来・安全かつ利便的な貨物貿易管理制度を構築し、サービス貿易管理措置を最適化し、貿易の自由化・利便化を実現する。

第十二条 海南自由貿易港は、港湾インフラをハイレベルに建設し、港湾の公共衛生の安全・国境の生物の安全・食品の安全・商品クオリティの安全の監督・コントロールを強化しなければならない。

第十三条 国外と海南自由貿易港間は、貨物・物品の自由往来が可能であり、税関は、法に基づき監督管理を行うが、海南自由貿易港輸出入禁

<p>的除外。</p> <p>前款规定的清单，由国务院商务主管部门会同国务院有关部门和海南省制定。</p> <p>第十四条 货物由海南自由贸易港进入境内其他地区（以下简称内地），原则上按进口规定办理相关手续。物品由海南自由贸易港进入内地，按规定进行监管。对海南自由贸易港前往内地的运输工具，简化进口管理。</p> <p>货物、物品以及运输工具由内地进入海南自由贸易港，按国内流通规定管理。</p> <p>货物、物品以及运输工具在海南自由贸易港和内地之间进出的具体办法由国务院有关部门会同海南省制定。</p> <p>第十五条 各类市场主体在海南自由贸易港内依法自由开展货物贸易以及相关活动，海关实施低干预、高效能的监管。</p> <p>在符合环境保护、安全生产等要求的前提下，海南自由贸易港对进出口货物不设存储期限，货物存放地点可以自由选择。</p> <p>第十六条 海南自由贸易港实行通关便利化政策，简化货物流转流程和手续。除依法需要检验检疫或者实行许可证件管理的货物外，货物进入海南自由贸易港，海关按照有关规定径予放行，为市场主体提供通关便利服务。</p> <p>第十七条 海南自由贸易港对跨境服务贸易实行负面清单管理制度，并实施相配套的资金支付和转移制度。对清单之外的跨境服务贸易，按照内外一致的原则管理。</p> <p>海南自由贸易港跨境服务贸易负面清单由国务院商务主管部门会同国务院有关部门和海南省制定。</p> <p style="text-align: center;">第三章 投资自由便利</p> <p>第十八条 海南自由贸易港实行投资自由化便利化政策，全面推行极简审批投资制度，完善投资促进和投资保护制度，强化产权保护，保障公平竞争，营造公开、透明、可预期的投资环境。</p>	<p>止・制限貨物・物品リストに列挙されている場合を除く。</p> <p>前項で規定するリストは、国务院商務主管部門が国务院関連部門および海南省と共同で制定する。</p> <p>第十四条 貨物の海南自由貿易港から国内の其他地区（以下、本土）への進入は、原則、輸入規定に基づき関連手続きを行う。物品の海南自由貿易港から本土への進入は、規定に基づき監督管理を行う。海南自由貿易港の本土行き運輸手段に対して、輸出管理を簡素化する。</p> <p>貨物・物品および運輸手段の本土から海南自由貿易港への進入は、国内の流通規定に基づき管理する。</p> <p>貨物・物品および運輸手段の海南自由貿易港と本土間の往来の具体的な方法は、国务院関連部門が海南省と共同で制定する。</p> <p>第十五条 各種市場主体の海南自由貿易港内の法に基づく貨物貿易および関連活動の自由な実施について、税関は低干渉・高効率な監督管理を実施する。</p> <p>環境保護・安全生産などの要求に合致するとの前提において、海南自由貿易港は、輸出入貨物に対して保管期限を設置せず、貨物の保管地点も自由に選択することができる。</p> <p>第十六条 海南自由貿易港は、通関利便化政策を実行し、貨物中継フローおよび手続きを簡素化する。法に基づき検査検疫が必要である、あるいは許可証管理を実行する貨物を除き、貨物の海南自由貿易港への進入について、税関は、関連規定に基づき直接通過させ、市場主体に通関利便化サービスを提供する。</p> <p>第十七条 海南自由貿易港は、クロスボーダーサービス貿易に対してネガティブリスト管理制度を実行し、付帯する資金支払および移転制度を実施する。リスト以外のクロスボーダーサービス貿易は、内外一致の原則に基づき管理する。</p> <p>海南自由貿易港クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストは、国务院商務主管部門が国务院関連部門および海南省と共同で制定する。</p> <p style="text-align: center;">第三章 投資の自由・利便性</p> <p>第十八条 海南自由貿易港は、投資自由化・利便化政策を実行し、「極簡審批（審査批准の最小化）」投資制度を全面的に推進し、投資促進および投資保護制度を完備し、財産権の保護を強化</p>
--	---

海南自由贸易港全面放开投资准入，涉及国家安全、社会稳定、生态保护红线、重大公共利益等国家实行准入管理的领域除外。

第十九条 海南自由贸易港对外商投资实行准入前国民待遇加负面清单管理制度。特别适用于海南自由贸易港的外商投资准入负面清单由国务院有关部门会同海南省制定，报国务院批准后发布。

第二十条 国家放宽海南自由贸易港市场准入。海南自由贸易港放宽市场准入特别清单（特别措施）由国务院有关部门会同海南省制定。

海南自由贸易港实行以过程监管为重点的投资便利措施，逐步实施市场准入承诺即入制。具体办法由海南省会同国务院有关部门制定。

第二十一条 海南自由贸易港按照便利、高效、透明的原则，简化办事程序，提高办事效率，优化政务服务，建立市场主体设立便利、经营便利、注销便利等制度，优化破产程序。具体办法由海南省人民代表大会及其常务委员会制定。

第二十二条 国家依法保护自然人、法人和非法人组织在海南自由贸易港内的投资、收益和其他合法权益，加强对中小投资者的保护。

第二十三条 国家依法保护海南自由贸易港内自然人、法人和非法人组织的知识产权，促进知识产权创造、运用和管理服务能力提升，建立健全知识产权领域信用分类监管、失信惩戒等机制，对知识产权侵权行为，严格依法追究法律责任。

第二十四条 海南自由贸易港建立统一开放、竞争有序的市场体系，强化竞争政策的基础性地位，落实公平竞争审查制度，加强和改进反垄断和反不正当竞争执法，保护市场公平竞争。

海南自由贸易港的各类市场主体，在准入许可、经营运营、要素获取、标准制定、优惠政策等

し、公平競争を保障し、公開・透明・予測可能な投資環境を構築する。

海南自由貿易港は、投資参入を全面的に開放するが、国家の安全・社会安定・生態保護境界線・重大公共利益などに関わる国家が参入管理を実行する分野は除く。

第十九条 海南自由貿易港は、外商投資に対して参入前の内国民待遇にネガティブリストを加えた管理制度を実行する。海南自由貿易港に特別に適用する外商投資参入ネガティブリストは、國務院関連部門が海南省と共同で制定し、國務院に報告して批准後に公布する。

第二十条 国家は、海南自由貿易港への市場参入を緩和する。海南自由貿易港市場参入緩和特別リスト（特別措置）は、國務院関連部門が海南省と共同で制定する。

海南自由貿易港は、プロセス監督管理に重点を置く投資利便化措置を実行し、市場参入承諾即参入制を徐々に実施する。具体的な方法は、海南省が國務院関連部門と共同で制定する。

第二十一条 海南自由貿易港は、利便的・高効率・透明の原則に基づき、事務手順を簡素化し、事務効率を引き上げ、政務サービスを最適化し、市場主体にとって設立・経営・抹消が利便的な制度を構築し、破産手順を最適化する。具体的な方法は、海南省人民代表大会およびその常務委員会が制定する。

第二十二条 国家は、法に基づき自然人・法人および非法人組織の海南自由貿易港内における投資・収益およびその他の合法的な權益を保護し、中小投資家に対する保護を強化する。

第二十三条 国家は、法に基づき海南自由貿易港内の自然人・法人および非法人組織の知的財産権を保護し、知的財産権の創造・運用および管理サービス能力の向上を促進し、知的財産権分野の信用分類監督管理・信用喪失に対する懲戒などのメカニズムを構築・整備し、知的財産権侵害行為に対して、厳格に法に基づき法的責任を追及する。

第二十四条 海南自由貿易港は、統一開放・秩序的競争の市場体系を構築し、競争政策の基本的スタンスを強化し、公平競争審査制度を実行し、独占禁止および反不正競争の法律執行を強化および改善し、市場の公平競争を保護する。

海南自由貿易港の各種市場主体は、参入許可・経営運営・要素取得・基準制定・優遇政策などの

方面依法享受平等待遇。具体办法由海南省人民代表大会及其常务委员会制定。

第四章 财政税收制度

第二十五条 在海南自由贸易港开发建设阶段，中央财政根据实际情况，结合税制变化情况，对海南自由贸易港给予适当财政支持。鼓励海南省在国务院批准的限额内发行地方政府债券支持海南自由贸易港项目建设。海南省设立政府引导、市场化方式运作的海南自由贸易港建设投资基金。

第二十六条 海南自由贸易港可以根据发展需要，自主减征、免征、缓征除具有生态补偿性质外的政府性基金。

第二十七条 按照税种结构简单科学、税制要素充分优化、税负水平明显降低、收入归属清晰、财政收支基本均衡的原则，结合国家税制改革方向，建立符合需要的海南自由贸易港税制体系。

全岛封关运作时，将增值税、消费税、车辆购置税、城市维护建设税及教育费附加等税费进行简并，在货物和服务零售环节征收销售税；全岛封关运作后，进一步简化税制。

国务院财政部门会同国务院有关部门和海南省及时提出简化税制的具体方案。

第二十八条 全岛封关运作、简并税制后，海南自由贸易港对进口征税商品实行目录管理，目录之外的货物进入海南自由贸易港，免征进口关税。进口征税商品目录由国务院财政部门会同国务院有关部门和海南省制定。

全岛封关运作、简并税制前，对部分进口商品，免征进口关税、进口环节增值税和消费税。

对由海南自由贸易港离境的出口应税商品，征收出口关税。

第二十九条 货物由海南自由贸易港进入内地，原则上按照进口征税；但是，对鼓励类产业企业生产的不含进口料件或者含进口料件在海南自由贸易港加工增值达到一定比例的货物，免征关

方面において法に基づき平等な待遇を享受する。具体的な方法は、海南省人民代表大会およびその常務委員会が制定する。

第四章 财政税收制度

第二十五条 海南自由貿易港の開発・建設段階において、中央財政は実際に応じて、税制変化状況を踏まえて、海南自由貿易港に適当な財政支援を与える。海南省が国务院の批准した限度額内で地方政府債券を発行して海南自由貿易港プロジェクトの構築を支援することを奨励する。海南省は、政府が指導し、市場化された方式で運営する海南自由貿易港建設投資ファンドを設立する。

第二十六条 海南自由貿易港は、発展ニーズに応じて、生態補償の性質以外の政府性ファンドの自主的徴収減額・徴収免除・徴収猶予を行うことができる。

第二十七条 税目構造が簡素かつ科学的・税制要素の十分な最適化・税負担レベルの明らかな軽減・収入帰属の明瞭性・財政収支の基本的均衡の原則に基づき、国家税制改革の方向を踏まえて、ニーズに合致する海南自由貿易港税制体系を構築する。

全島封鎖式運営の際には、増値税・消費税・車両購入税・都市維持建設税および教育費付加などの税金の簡素化・統合を行い、貨物およびサービス小売段階において売上税を徴収する；全島封鎖式運営後、さらに税制を簡素化する。

国务院財政部門は、国务院関連部門および海南省と共同で速やかに税制簡素化の具体的なプランを提出する。

第二十八条 全島封鎖式運営・税制簡素化/統合後、海南自由貿易港は、輸入徴税商品に対して目録管理を実行し、目録以外の貨物の海南自由貿易港への進入は、輸入関税の徴収を免除する。輸入徴税商品目録は、国务院財政部門が国务院関連部門および海南省と共同で制定する。

全島封鎖式運営・税制簡素化/統合前、一部輸入商品に対して、輸入関税・輸入環節増値税および消費税の徴収を免除する。

海南自由貿易港から離境する輸出課税商品に対して、輸出関税を徴収する。

第二十九条 貨物の海南自由貿易港から本土への進入は、原則、輸入として税金を徴収する；ただし、奨励類産業企業が生産した輸入材料・部品を含まない、あるいは輸入材料・部品が含まれ

税。具体办法由国务院有关部门会同海南省制定。

货物由内地进入海南自由贸易港，按照国务院有关规定退还已征收的增值税、消费税。

全岛封关运作、简并税制前，对离岛旅客购买免税物品并提货离岛的，按照有关规定免征进口关税、进口环节增值税和消费税。全岛封关运作、简并税制后，物品在海南自由贸易港和内地之间进出的税收管理办法，由国务院有关部门会同海南省制定。

第三十条 对注册在海南自由贸易港符合条件的企业，实行企业所得税优惠；对海南自由贸易港内符合条件的个人，实行个人所得税优惠。

第三十一条 海南自由贸易港建立优化高效统一的税收征管服务体系，提高税收征管服务科学化、信息化、国际化、便民化水平，积极参与国际税收征管合作，提高税收征管服务质量和效率，保护纳税人的合法权益。

第五章 生态环境保护

第三十二条 海南自由贸易港健全生态环境评价和监测制度，制定生态环境准入清单，防止污染，保护生态环境；健全自然资源资产产权制度和有偿使用制度，促进资源节约高效利用。

第三十三条 海南自由贸易港推进国土空间规划体系建设，实行差别化的自然生态空间用途管制，严守生态保护红线，构建以国家公园为主体的自然保护地体系，推进绿色城镇化、美丽乡村建设。

海南自由贸易港严格保护海洋生态环境，建立健全陆海统筹的生态系统保护修复和污染防治区域联动机制。

第三十四条 海南自由贸易港实行严格的进出境环境安全准入管理制度，加强检验检疫能力建设，防范外来物种入侵，禁止境外固体废物输入；提高医疗废物等危险废物处理处置能力，提升突发生态环境事件应急准备与响应能力，加强生态风险

るが海南自由貿易港における加工付加価値が一定比率に到達する貨物に対して、関税の徴収を免除する。具体的な方法は、国务院関連部門が海南省と共同で制定する。

貨物の本土から海南自由貿易港への進入は、国务院の関連規定に基づき徴収済みの増値税・消費税を還付する。

全島封鎖式運営・税制の簡素化/統合前、観光客が免税品を購入かつ商品引取後に島から離れる場合、関連規定に基づき輸入関税・輸入環節増値税および消費税の徴収を免除する。全島封鎖式運営・税制の簡素化/統合後、物品の海南自由貿易港と本土間の往来に係る税收管理方法は、国务院関連部門が海南省と共同で制定する。

第三十条 海南自由貿易港に登録している条件に合致する企業に対して、企業所得税優遇を实行する；海南自由貿易港内の条件に合致する個人に対して、個人所得税優遇を实行する。

第三十一条 海南自由貿易港は、最適化・高効率・統一的な税收徴収管理サービス体系を構築し、税收徴収管理サービスの科学化・情報化・国際化・利便化レベルを向上させ、国際税收徴収管理における提携に積極的に参加し、税收徴収管理サービスのクオリティおよび効率を引き上げ、納税者の合法的權益を保護する。

第五章 生態環境の保護

第三十二条 海南自由貿易港は、生態環境評価およびモニタリング制度を整備し、生態環境参入リストを制定し、汚染を防止し、生態環境を保護する；自然資源資産の財産権制度および有償使用制度を整備し、資源節約・高効率利用を促進する。

第三十三条 海南自由貿易港は、国土空間計画・体系の構築を推進し、差別化した自然生態空間の用途統制を实行し、生態保護境界線を厳守し、国立公園を主とする自然保護地体系を構築し、「グリーン都市化・美麗農村」の構築を推進する。

海南自由貿易港は、海洋生態環境を厳格に保護し、陸上・海域統一計画の生態保護修復および汚染予防区域連動メカニズムを構築・整備する。

第三十四条 海南自由貿易港は、厳格な入境・出境環境安全参入管理制度を实行し、検査検疫能力の構築を強化し、外来種の侵入を防止し、国外からの固体廃棄物の輸入を禁止する；医療廃棄物などの危険廃棄物の処理・処置能力を引き上げ、

<p>防控。</p> <p>第三十五条 海南自由贸易港推进建立政府主导、企业和社会参与、市场化运作、可持续的生态保护补偿机制，建立生态产品价值实现机制，鼓励利用市场机制推进生态环境保护，实现可持续发展。</p> <p>第三十六条 海南自由贸易港实行环境保护目标责任制和考核评价制度。县级以上地方人民政府对本级人民政府负有环境监督管理职责的部门及其负责人和下级人民政府及其负责人的年度考核，实行环境保护目标完成情况一票否决制。</p> <p>环境保护目标未完成的地区，一年内暂停审批该地区新增重点污染物排放总量的建设项目环境影响评价文件；对负有责任的地方人民政府及负有环境监督管理职责的部门的主要负责人，一年内不得提拔使用或者转任重要职务，并依法予以处分。</p> <p>第三十七条 海南自由贸易港实行生态环境损害责任终身追究制。对违背科学发展要求、造成生态环境严重破坏的地方人民政府及有关部门主要负责人、直接负责的主管人员和其他直接责任人员，应当严格追究责任。</p> <p style="text-align: center;">第六章 产业发展与人才支撑</p> <p>第三十八条 国家支持海南自由贸易港建设开放型生态型服务型产业体系，积极发展旅游业、现代服务业、高新技术产业以及热带特色高效农业等重点产业。</p> <p>第三十九条 海南自由贸易港推进国际旅游消费中心建设，推动旅游与文化体育、健康医疗、养老养生等深度融合，培育旅游新业态新模式。</p> <p>第四十条 海南自由贸易港深化现代服务业对内对外开放，打造国际航运枢纽，推动港口、产业、城市融合发展，完善海洋服务基础设施，构建具有国际竞争力的海洋服务体系。</p>	<p>突発的な生態環境事件の応急対策および対応能力を引き上げ、生態リスク防止コントロールを強化する。</p> <p>第三十五条 海南自由貿易港は、政府主導・企業および社会の参与・市場型運営・持続可能な生態保護補償メカニズムの構築を推進し、エコ商品のバリュー実現メカニズムを構築し、市場メカニズムを利用した生態環境保護の推進を奨励し、持続可能な発展を実現する。</p> <p>第三十六条 海南自由貿易港は、環境保護目標責任制および考査評価制度を実行する。県級以上の地方人民政府は、当該地方人民政府の環境監督管理の職責を有する部門およびその責任者、ならびに下級人民政府およびその責任者の年度考査に対して、環境保護目標達成状況一票否決制を実行する。</p> <p>環境保護目標を達成していない地区について、一年以内は、当該地区の重点汚染物排出総量を新たに増加させる建設プロジェクトの環境アセスメント文書の審査批准を一時停止する；責任を有する地方人民政府および環境監督管理の職責を有する主要責任者に対して、一年以内は、重要な職務に抜擢して使用あるいは異動させてはならず、併せて法に基づき処分する。</p> <p>第三十七条 海南自由貿易港は、生態環境損害責任終身追及制を実行する。科学的発展要求に背き、生態環境の深刻な破壊をもたらした地方人民政府および関連部門の主要責任者・直接の責任がある主要人員およびその他の直接責任者に対して、厳格に責任を追及しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第六章 産業発展および人材支援</p> <p>第三十八条 国家は、海南自由貿易港が開放型・生態型・サービス型産業体系を構築し、観光業・現代サービス業・ハイテク産業および熱帯特有の高効率の農業などの重点産業を積極的に発展させる。</p> <p>第三十九条 海南自由貿易港は、国際観光消費センターの建設を推進し、観光と文化/スポーツ・ヘルスケア/医療・介護/養生などの深い融合を推進し、観光の新業態モデルを育成する。</p> <p>第四十条 海南自由貿易港は、現代サービス業の対内・対外開放を深化させ、国際水上運輸ターミナルを構築し、港湾・産業・都市の融合的発展を推進し、海洋サービスインフラを完備し、国際</p>
---	--

境外高水平大学、职业院校可以在海南自由贸易港设立理工农医类学校。

第四十一条 国家支持海南自由贸易港建设重大科研基础设施和条件平台，建立符合科研规律的科技创新管理制度和国际科技合作机制。

第四十二条 海南自由贸易港依法建立安全有序自由便利的数据流动管理制度，依法保护个人、组织与数据有关的权益，有序扩大通信资源和业务开放，扩大数据领域开放，促进以数据为关键要素的数字经济的发展。

国家支持海南自由贸易港探索实施区域性国际数据跨境流动制度安排。

第四十三条 海南自由贸易港实施高度自由便利开放的运输政策，建立更加开放的航运制度和船舶管理制度，建设“中国洋浦港”船舶港，实行特殊的船舶登记制度；放宽空域管制和航路限制，优化航权资源配置，提升运输便利化和服务保障水平。

第四十四条 海南自由贸易港深化人才发展体制机制改革，创新人才培养支持机制，建立科学合理的人才引进、认定、使用和待遇保障机制。

第四十五条 海南自由贸易港建立高效便利的出境入境管理制度，逐步实施更大范围适用免签入境政策，延长免签停留时间，优化出境入境检查管理，提供出境入境通关便利。

第四十六条 海南自由贸易港实行更加开放的人才和停留政策，实行更加宽松的人员临时出境入境政策、便利的工作签证政策，对外国人工作许可实行负面清单管理，进一步完善居留制度。

第四十七条 海南自由贸易港放宽境外人员参加职业资格考试的限制，对符合条件的境外专业资格认定，实行单向认可清单制度。

競争力を有する海洋サービス体系を構築する。

国外のハイレベルな大学・職業専門学校は、海南自由貿易港において理学・工学・農学・医学類の学校を設立することができる。

第四十一条 国家は、海南自由貿易港が重大科学研究インフラおよび条件プラットフォームを構築し、科学研究の規律に合致する科学技術イノベーション管理制度および国際科学技術提携メカニズムを構築することを支持する。

第四十二条 海南自由貿易港は、法に基づき安全かつ秩序的で自由・利便的なデータ流動管理制度を構築し、法に基づき個人・組織のデータに関わる権益を保護し、通信資源および業務開放を秩序立って拡大し、データ分野の開放を拡大し、データを基幹要素とするデジタル経済の発展を促進する。

国家は、海南自由貿易港が区域性国際データクロスボーダー流動制度・計画の実施を模索することを支持する。

第四十三条 海南自由貿易港は、高度に自由・利便的・開放的な運輸政策を実施し、さらに開放的な水上運輸制度および船舶管理制度を構築し、「中国洋浦港」船舶港を建設し、特殊な船舶登記制度を実行する；空域管制および航路制限を緩和し、航空権の資源配置を最適化し、運輸利便化およびサービス保障レベルを向上させる。

第四十四条 海南自由貿易港は、人材発展体制メカニズム改革を深化させ、人材育成支援メカニズムを刷新し、科学的かつ合理的な人材誘致・認定・使用および待遇保障メカニズムを構築する。

第四十五条 海南自由貿易港は、高効率かつ利便的な出境・入境管理制度を構築し、さらに広範な査証免除入境政策の適用を徐々に実施し、査証免除の滞在・居留期間を延長し、出境・入境検査管理を最適化し、出境・入境に係る通関の便宜を図る。

第四十六条 海南自由貿易港は、さらに開放的な人材および滞在・居留政策を実行し、さらに緩和的な人員一時出境・入境政策・利便的な就労ビザ政策を実行し、外国人の就労許可に対してネガティブリスト管理を実行し、居留制度をさらに完備する。

第四十七条 海南自由貿易港は、国外人員の職業資格試験への参加制限を緩和し、条件に合致する国外の専門資格の認定に対して、一方向認可リ

第七章 综合措施

第四十八条 国务院可以根据海南自由贸易港建设的需要，授权海南省人民政府审批由国务院审批的农用地转为建设用地和土地征收事项；授权海南省人民政府在不突破海南省国土空间规划明确的生态保护红线、永久基本农田面积、耕地和林地保有量、建设用地总规模等重要指标并确保质量不降低的前提下，按照国家规定的条件，对全省耕地、永久基本农田、林地、建设用地布局调整进行审批。

海南自由贸易港积极推进城乡及垦区一体化协调发展和小城镇建设用地新模式，推进农垦土地资产化。

依法保障海南自由贸易港国家重大项目用海需求。

第四十九条 海南自由贸易港建设应当切实保护耕地，加强土地管理，建立集约节约用地制度、评价标准以及存量建设用地盘活处置制度。充分利用闲置土地，以出让方式取得土地使用权进行开发的土地，超过出让合同约定的竣工日期一年未竣工的，应当在竣工前每年征收出让土地现值一定比例的土地闲置费。具体办法由海南省制定。

第五十条 海南自由贸易港坚持金融服务实体经济，推进金融改革创新，率先落实金融业开放政策。

第五十一条 海南自由贸易港建立适应高水平贸易投资自由化便利化需要的跨境资金流动管理制度，分阶段开放资本项目，逐步推进非金融企业外债项下完全可兑换，推动跨境贸易结算便利化，有序推进海南自由贸易港与境外资金自由便利流动。

第五十二条 海南自由贸易港内经批准的金融机构可以通过指定账户或者在特定区域经营离岸金融业务。

スト制度を実行する。

第七章 総合措置

第四十八条 国务院は、海南自由貿易港建設のニーズに応じて、海南省人民政府に国务院が審査批准する農業用地の建設用地への転換および土地徴収事項の審査批准を授権することができる；授権を受けた海南省人民政府は、海南省の国土空間計画にて明確にされている生態保護境界線・永久基本農地の面積・耕地および林地の保有量・建設用地の総規模などの重要指標を超過せず、かつクオリティが低下しないことを保障するとの前提において、国家の規定する条件に基づき、全省の耕地・永久基本農地・林地・建設用地の配置調整に対して審査批准を行う。

海南省自由貿易港は、都市・農村および開墾地の一体化協調発展および小都市・鎮の建設用地新モデルを積極的に推進し、農業開墾地の資産化を推進する。

法に基づき海南自由貿易港国家重大プロジェクト海域使用ニーズを保障する。

第四十九条 海南自由貿易港建設は、耕地を適切に保護し、土地管理を強化し、用地集約節約制度・評価基準および既存建設用地の活用処理制度を構築しなければならない。遊休地を充分に利用して、払下げ方式により土地使用権を取得して開発を行う土地について、払下げ契約の約定する竣工日から一年以内に竣工されていない場合、竣工まで毎年、払下げ地の時価に対する一定比率の土地遊休費を徴収しなければならない。具体的な方法は、海南省が制定する。

第五十条 海南自由貿易港は、金融による实体经济への奉仕を堅持し、金融改革・イノベーションを推進し、金融業開放政策を率先して実行する。

第五十一条 海南自由貿易港は、ハイレベルな貿易・投資の自由化・利便化のニーズに応えたクロスボーダー資金流動管理制度を構築し、資本項目を段階的に開放し、非金融企業の外債項目の完全な両替可能を徐々に推進し、クロスボーダー貿易決済の利便化を推進し、海南自由貿易港と国外との資金の自由かつ利便的な流動を秩序立って推進する。

第五十二条 海南自由貿易港内の批准を受けた金融機関は、指定口座経由あるいは特定区域においてオフショア金融業務を經營することができる。

第五十三条 海南自由贸易港加强社会信用体系建设和应用，构建守信激励和失信惩戒机制。

第五十四条 国家支持探索与海南自由贸易港相适应的司法体制改革。海南自由贸易港建立多元化商事纠纷解决机制，完善国际商事纠纷案件集中审判机制，支持通过仲裁、调解等多种非诉讼方式解决纠纷。

第五十五条 海南自由贸易港建立风险预警和防控体系，防范和化解重大风险。

海关负责口岸和其他海关监管区的常规监管，依法查缉走私和实施后续监管。海警机构负责查处海上走私违法行为。海南省人民政府负责全省反走私综合治理工作，加强对非设关地的管控，建立与其他地区的反走私联防联控机制。境外与海南自由贸易港之间、海南自由贸易港与内地之间，人员、货物、物品、运输工具等均需从口岸进出。

在海南自由贸易港依法实施外商投资安全审查制度，对影响或者可能影响国家安全的外商投资进行安全审查。

海南自由贸易港建立健全金融风险防控制度，实施网络安全等级保护制度，建立人员流动风险防控制度，建立传染病和突发公共卫生事件监测预警机制与防控救治机制，保障金融、网络与数据、人员流动和公共卫生等领域的秩序和安全。

第八章 附 则

第五十六条 对本法规定的事项，在本法施行后，海南自由贸易港全岛封关运作前，国务院及其有关部门和海南省可以根据本法规定的原则，按照职责分工，制定过渡性的具体办法，推动海南自由贸易港建设。

第五十七条 本法自公布之日起施行。

第五十三条 海南自由贸易港は、社会信用体系の構築および応用を強化し、約束遵守の奨励および信用喪失の懲戒メカニズムを構築する。

第五十四条 国家は、海南自由贸易港に相応しい司法体制改革の模索を支持する。海南自由贸易港は、多元化型ビジネス紛争解決メカニズムを構築し、国際商事紛争案件集中審判メカニズムを完備し、仲裁・調停などの多様な非訴訟方式を通じた紛争解決を支持する。

第五十五条 海南自由贸易港は、リスクアラートおよび防止コントロール体系を構築し、重大リスクを防止および解消する。

税関は、港湾およびその他の税関監督管理区の通常の監督管理の責を負い、法に基づき密輸を捜査および後続の監督管理を実施する。海警機関は、海上密輸・違法行為取調べの責を負う。海南省人民政府は、全省の反密輸総合統治業務の責を負い、税関が設置されていない地域に対する管理コントロールを強化し、その他地区との反密輸防止コントロール連携メカニズムを構築する。国外と海南自由贸易港間・海南自由贸易港と本土間において、人員・貨物・物品・運輸手段などは、すべて港湾から出入りしなければならない。

海南自由贸易港において法に基づき外商投資安全審査制度を実施し、国家の安全に影響を及ぼす、あるいは影響を及ぼす可能性のある外商投資に対して、安全審査を行う。

海南自由贸易港は、金融リスク防止コントロール制度を構築・整備し、ネットワーク安全級別保護制度を実施し、人員の流動リスク防止コントロール制度を構築し、伝染病および突発公共衛生事件モニタリングアラートメカニズムおよび防止コントロール救済メカニズムを構築し、金融・ネットワークおよびデータ・人員の流動および公共衛生などの分野の秩序および安全を保障する。

第八章 附 则

第五十六条 本法の規定する事項について、本法の施行後、海南自由贸易港の全島封鎖式運営まで、国务院およびその関連部門ならびに海南省は、本法の規定する原則に基づき、職責・分担に従い、過渡的な具体的な方法を制定し、海南自由贸易港建設を推進することができる。

第五十七条 本法は、公布日より施行する。